

和歌山地方最低賃金審議会特別小委員会

資料目次

- 1 和歌山地方最低賃金審議会特別小委員会委員名簿（令和6年7月）
- 2 和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程
- 3 特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果
- 4 和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る申出書
- 5 和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）写
- 6 和歌山県の最低賃金額の推移
- 7 最低賃金決定要覧（令和6年度版）抜粋

和歌山地方最低賃金審議会
特別小委員会委員名簿

令和6年7月29日

区分	氏名	
公益代表	岡田 真理子	和歌山大学経済学部
	本庄 麻美子	和歌山大学経済学部
	和中 修二	公認会計士
労働者代表	北道 剛士	JEC連合和歌山地方連絡会
	澤井 知博	UAゼンセン和歌山県支部
	濱地 正由	連合和歌山
使用者代表	児玉 征也	和歌山県経営者協会
	中島 寛和	和歌山県中小企業団体中央会
	船富 由紀	和歌山県商工会連合会

[50音順]

和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、審議会の付託事項について、審議を行うものとする。

(組 織)

第3条 小委員会の委員は9人以内とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選任する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要と認めたときのほか、審議会長（以下「会長」という。）又は、委員の3分の1以上から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は会長が招集する。

- 2 前項の規定により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。
- 3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、会長に通知するものとする。
- 4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数の出席により開催するものとする。

(委員の欠席)

第6条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への

出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会 議)

第7条 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第9条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として非公開とする。
- 3 議事要旨は、原則として公開とする。

(報 告)

第10条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は平成20年6月14日から施行する。

一部改正 令和元年8月5日

一部改正 令和3年8月2日

特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果

産業別最低賃金	申出年月日	申出の理由	基幹的労働者または使用者の範囲	形式的要件の適否(審査)	備考
	団体名				
鉄鋼業	令和6年7月11日	改正決定	① 当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 4,984名	②/①% 60.9% (58.8%) 適正	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	日本基幹産業労働組合連合会 和歌山県本部 委員長 中濱 秀之		② 申出を行う者が代表する基幹的労働者 2 団体 3,034名 (日本製鉄和歌山労組 2,929名)		

2024年7月11日

和歌山労働局長 殿



和歌山県和歌山市湊1850番地
日本基幹産業労働組合連合会
和歌山県本
委員長 中濱 秀
(日本製鉄和歌山労働組合 組合長)

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県鉄鋼業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出るものが代表する基幹的労働者の範囲
和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者4,984人。
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。
ただし、次に掲げる者は除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能修得中の者
 - (3) 清掃又は業務に主として従事する者
3. 金額改正の決定を申し出る最低賃金の件名
和歌山県鉄鋼業最低賃金
4. 申し出の内容
上記3の最低賃金改正の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて、最低賃金審議会の決定とする。
5. 申し出の理由
当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の、概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協約をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
6. 添付書類
 - (1) 労使の協定書
 - (2) 労働組合の決議書
 - (3) 申請代表者に対する委任状（合意書を含む）
 - (4) 和歌山県下における鉄鋼業の事業所数と、労働者の概要、および合意の効力がおよぶ労働者の範囲

以 上

申し出に関する合意および申請代表者に対する委任書

最低賃金の金額訂正を行う事に関して合意し、申請に関わる事項の一切を下記1の者に委任する。

2024年7月11日

1. 申請代表者

和歌山県和歌山市湊1850番地

日本基幹産業労働組合連合会和歌山県本部

委員長 中濱 秀人

(日本製鉄和歌山労働組合 組合長)

2. 合意者

所在地 和歌山県和歌山市湊1850番地

労組名 日本製鉄和歌山労働組合

代表者名 中濱 秀人

以上

申出に関する合意及び申請代表者に対する委任状

最低賃金の設定申請を行うことに関して合意し、申請にかかわる事項の一切を下記の1の者に委任する。

1. 申請代表者

日本製鉄和歌山労働組合

組合長 中濱 秀之

2. 合意者

2024年 6月25日

組 合 名	所在地住所	合 意 者
基幹労連和歌山県本部 日鉄スラグ製品労働組合 和歌山支部	和歌山県和歌山市 湊1850番地	支部長 [REDACTED]

3. 労働組合又は使用者団体により、最低賃金の設定が必要であるとの機関決定が行われている場合の、労働組合又は使用者団体の構成員数の内訳

	機関決定を行った団体名	その構成員数
1	日本製鉄和歌山労働組合	2,929人
2	日鉄スラグ製品労働組合和歌山支部	105人
3		
計	2 団 体	3,034人

以 上

和歌山県における労働者の概要

産業分類	事業所数	労働者数
鉄鋼業（２２） ２２１ 製鉄業 ２２２ 製鋼・製鋼圧延業 ２２３ 製鋼を行わない鋼材製造業 （表面処理鋼材を除く）	２１	４，９８４人

上記、最低賃金の金額改正の必要性に合意する者の内訳

合意のケース	組合・事業所数	合意者数
労働協約適用	２	３，０３４人
他	０	０人
合　　計	２	３，０３４人

以　上

2024年度・産業別最低賃金金額改訂申請のための

鉄鋼業・産業別分類調査票

1. 労働組合の組織概要

労働組合名	日本製鉄和歌山労働組合	
所在地	〔住所〕和歌山市 湊1850番地	
	〔電話〕073-451-3561	
代表者名	〔役職〕組合長	
	〔氏名〕中濱 秀之	
組合員数	2,929人(男子2,713人・女子216人)	
団体加盟	産別名	日本基幹産業労働組合連合会
	地域団体	連合和歌山
	未加盟	

2. 会社の概況（事業所単位に記入）

会社・事業所名	日本製鉄株式会社 関西製鉄所 和歌山地区	
所在地	〔住所〕和歌山市 湊1850番地	
	〔電話〕073-451-2345	
代表者名	〔役職〕常務執行役員・関西製鉄所長	
	〔氏名〕 XXXXXXXXXX	
従業員数	3,372人(男子3,150人・女子222人)	
産業分類	221	

以上

2024年度 労働協約適用事業所の

所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月額金額	所定労働 時間数	月間所定 労働日数
日本製鉄株式会社	日本製鉄	210,000	158.39	20.4
関西製鉄所和歌山地区	和歌山労働組合	円	時間	日

〔注〕 所定労働時間の欄は月間所定労働時間

以上

2024年度・産業別最低賃金金額改訂申請のための

鉄鋼業・産業別分類調査票

1. 労働組合の組織概要

労働組合名	日鉄スラグ製品労働組合和歌山支部	
所在地	〔住 所〕和歌山市 湊1850番地	
	〔電 話〕073-452-4300	
代表者名	〔役 職〕支部長 〔氏 名〕 XXXXXXXXXX	
組合員数	105人(男子92人・女子13人)	
団体加盟	産別名	日本基幹産業労働組合連合会
	地域団体	連合和歌山
	未加盟	

2. 会社の概況(事業所単位に記入)

会社・事業所名	日鉄スラグ製品株式会社 和歌山事業所	
所在地	〔住 所〕和歌山市 湊1850番地	
	〔電 話〕073-452-4300	
代表者名	〔役 職〕事業所長 〔氏 名〕 XXXXXXXXXX	
従業員数	126人(男子113人・女子13人)	
産業分類	221	

以 上

2024年度 労働協約適用事業所の

所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月額金額	所定労働 時間数	月間所定 労働日数
日鉄スラグ製品 株式会社和歌山事業所	日鉄スラグ製品 労働組合和歌山支部	201,510 円	158.4 時間	20.4 日

〔注〕 所定労働時間の欄は月間所定労働時間

以上

最低賃金に関する確認書

日本製鉄株式会社と日本製鉄労働組合連合会とは、組合員の最低賃金について、「賃金に関する協定（2024年4月9日締結）」にもとづき、下記のとおり確認する。

2024年4月19日

日本製鉄株式会社

労政室長

日本製鉄労働組合連合会

書記長

記

労働協約に定める最低賃金は、次のとおりとする。

月 額 210,000円

ただし、以下の者については適用除外とする。

- ・ 18才未満の者
- ・ 鉄鋼製造・整備の業務を標準的に遂行することが困難な者
- ・ 高年齢者雇用安定法に基づく労使協定により雇用される者等

- (注) 1. 上記最低賃金は、基本給、仕事給の合計額とする。
2. 日額および時間額を算定する場合は、月額をそれぞれ20.4日、158.39時間で除するものとする。

以 上



和労発基 0726 第 1 号
令和 6 年 7 月 2 6 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣 谷 行 敏 殿

和歌山労働局長
松 浦 直 行

和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 1 1 日付けをもって申出代表者日本基幹産業労働組合連合会和歌山県本部委員長中濱秀之から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり和歌山県鉄鋼業最低賃金（平成 25 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

和歌山県鉄鋼業最低賃金
（平成 25 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）

和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48. 1. 20 和歌山市以外 48. 3. 1						
昭和48年	1,250	157	49. 3. 30						
昭和49年	1,640	205	50. 2. 27						
昭和50年	1,896	237	51. 2. 27						
昭和51年	2,080	260	51. 11. 13						
昭和52年	2,281	286	52. 10. 31						
昭和53年	2,426	304	53. 10. 9						
昭和54年	2,576	322	54. 10. 6						
昭和55年	2,755	345	55. 10. 18						
昭和56年	2,930	367	56. 10. 10						
昭和57年	3,087	386	57. 10. 6						
昭和58年	3,185	399	58. 10. 6						
昭和59年	3,283	411	59. 10. 5						
昭和60年	3,401	426	60. 10. 3						
昭和61年	3,503	438	61. 10. 1						
昭和62年	3,580	448	62. 10. 1						
昭和63年	3,687	461	63. 10. 1						
平成 元年	3,837	480	1. 10. 1	4,327	541	2. 3. 25			
平成 2年	4,022	503	2. 10. 1	4,565	571	2. 12. 26	4,192	524	2. 5. 19
							4,424	553	3. 3. 16
平成 3年	4,218	528	3. 10. 1	4,839	605	3. 12. 30	4,674	585	3. 12. 30
平成 4年	4,394	550	4. 10. 1	5,054	632	4. 12. 30	4,880	610	4. 12. 30
平成 5年	4,529	569	5. 10. 1	5,214	652	5. 12. 30	5,040	630	5. 12. 30
平成 6年	4,637	582	6. 10. 1	5,348	669	6. 12. 30	5,168	647	6. 12. 30
平成 7年	4,743	594	7. 10. 1	5,470	683	7. 12. 30	5,280	661	7. 12. 30
平成 8年	4,842	606	8. 10. 1	5,584	697	8. 12. 30	5,399	676	8. 12. 30
平成 9年	4,948	619	9. 10. 1	5,706	712	9. 12. 30	5,519	691	9. 12. 30
平成10年	5,037	630	10. 10. 1	5,800	725	10. 12. 30	5,613	704	10. 12. 30
平成11年	5,082	635	11. 10. 1	5,850	732	11. 12. 30	5,663	710	11. 12. 30
平成12年	5,122	641	12. 10. 1	5,896	738	12. 12. 30	5,707	716	12. 12. 30
平成13年	5,157	645	13. 10. 1	5,931	742	13. 12. 30	5,742	720	13. 12. 30
平成14年		645	14. 10. 1	5,937	743	14. 12. 30		721	14. 12. 30
平成15年		645	14. 10. 1		744	15. 12. 30		721	14. 12. 30
平成16年		645	14. 10. 1		747	16. 12. 30		721	14. 12. 30
平成17年		649	17. 10. 1		752	17. 12. 30		723	17. 12. 30
平成18年		652	18. 10. 1		757	18. 12. 30		727	18. 12. 30
平成19年		662	19. 10. 20		769	19. 12. 30		732	19. 12. 30
平成20年		673	20. 10. 31		782	20. 12. 30		738	20. 12. 30
平成21年		674	21. 10. 31		785	21. 12. 30		739	21. 12. 30
平成22年		684	22. 10. 29		793	22. 12. 30		741	22. 12. 30
平成23年		685	23. 10. 13		799	23. 12. 30		743	24. 1. 6
平成24年		690	24. 10. 1		805	24. 12. 30		747	24. 12. 30
平成25年		701	25. 10. 19		818	25. 12. 30		754	25. 12. 30
平成26年		715	26. 10. 17		834	26. 12. 30		765	26. 12. 30
平成27年		731	27. 10. 2		849	27. 12. 31		780	28. 1. 3
平成28年		753	28. 10. 1		871	28. 12. 30		799	28. 12. 30
平成29年		777	29. 10. 1		895	29. 12. 30		810	29. 12. 30
平成30年		803	30. 10. 1		921	30. 12. 30		830	30. 12. 30
令和 元年		830	1. 10. 1		948	1. 12. 30		850	1. 12. 30
令和 2年		831	2. 10. 1		949	2. 12. 30		851	3. 2. 11
令和 3年		859	3. 10. 1		977	3. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 4年		889	4. 10. 1		1,008	4. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 5年		929	5. 10. 1		1,050	5. 12. 30		869	3. 12. 30

和歌山 30

区分	最低賃金件名 〔新設発効年月日〕 適用範囲	最低賃金額 時 間 (改正発効年月日)	適用使用者数 適用労働者数 (人)
地域別 最低賃金	和歌山県最低賃金 〔S48.1.20〕 和歌山県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	929円 (R5.10.1)	29,840 327,100
特 定 最 低 賃 金	和歌山県鉄鋼業最低賃金 [㊦] 〔H2.3.25〕 1 適用する使用者 和歌山県の区域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	1,050円 (R5.12.30)	21 4,980
	和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金 [㊦] 〔H2.5.19〕 1 適用する使用者 和歌山県の区域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	869円 → [㊦] (R3.12.30)	8 1,280

(注) 最低賃金との比較については、7頁の5を参照。

2 特定最低賃金（令和6年3月末日現在効力を有するもの）

(1) 新産業別最低賃金

(単位：円)

項目 都道府県名	食料品・飲料製造業関係			発効日
	時間額	日額		
北海道	996	—		R 5.12.1
千葉	889	—		H29.12.25
香川	849	—		R 3.12.15
宮崎	678	—		H26.12.26
沖縄	769	—	糖類製造業	H30.11.25

項目 都道府県名	塗料製造業			発効日
	時間額	日額		
栃木	1,061	—		R 5.12.31
神奈川	894	—		H27.3.1
大阪	1,070	—		R 5.12.1
兵庫	1,048	—		R 5.12.1

項目 都道府県名	ゴム製品製造業			発効日
	時間額	日額		
静岡	915	—		R 3.12.20

項目 都道府県名	繊維工業関係			発効日
	時間額	日額		
石川	782	—		H29.12.31
福井	830	—	化学繊維を含む	R 1.12.24
愛知	732	—		H20.12.16
滋賀	789	—	注1	H28.12.30
兵庫	800	—		H28.3.1

項目 都道府県名	窯業・土石製品製造業関係			発効日
	時間額	日額		
三重	923	—		R 3.12.21
滋賀	1,000	—		R 5.12.31
岡山	980	—		R 5.12.21
佐賀	901	—		R 5.12.9

項目 都道府県名	造作材・合板・建築用組立材料製造業			発効日
	時間額	日額		
徳島	876	—		R 3.12.21

項目 都道府県名	パルプ・紙・紙加工品製造業関係			発効日
	時間額	日額		
静岡	786	—		H27.12.31
愛媛	1,006	—		R 5.12.25

項目 都道府県名	印刷・同関連産業関係			発効日
	時間額	日額		
長野	850	—		R 1.12.31

項目 都道府県名	鉄鋼業関係			発効日
	時間額	日額		
北海道	1,030	—		R 5.12.1
青森	992	—		R 6.1.19
岩手	949	—	金属製品を含む	R 5.12.30
宮城	1,003	—		R 5.12.15
茨城	1,046	—		R 5.12.31
群馬	1,017	—		R 5.12.29
千葉	1,096	—		R 5.12.25
東京	871	—		H26.3.23
神奈川	874	—		H26.3.15
愛知	1,059	—		R 5.12.16
三重	739	5,907		H10.12.15
大阪	1,066	—		R 5.12.1
兵庫	1,065	—		R 5.12.1
和歌山	1,050	—		R 5.12.30
島根	1,034	—		R 5.12.2
岡山	1,050	—		R 5.12.15
広島	1,064	—		R 5.12.31
山口	1,064	—	非鉄金属を含む	R 5.12.15
福岡	1,053	—		R 5.12.10
大分	1,053	—		R 5.12.25

都道府県名	非鉄金属製造業関係			発効日
	時間額	日額		
秋田	961	—		R 5.12.24
福島	945	—		R 5.12.20
埼玉	1,048	—		R 5.12. 1
神奈川	821	—		H22.12.20
富山	781	—		H27.12.26
静岡	1,012	—	鉄鋼を含む	R 5.12.21
三重	999	—		R 5.12.21
大阪	993	—		R 3.12. 1
大分	1,005	—		R 5.12.25

都道府県名	精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係			発効日
	時間額	日額		
岩手	925	—		R 5.12.30
福島	928	—		R 6. 1.12
栃木	1,008	—		R 5.12.31
埼玉	1,064	—		R 5.12. 1
千葉	887	—		H29.12.25
愛知	875	—		H29.12.16
兵庫	1,002	—		R 5.12. 1

都道府県名	金属製品製造業関係			発効日
	時間額	日額		
石川	763	6,102	注2	H11.12.26
三重	843	—		H27.12.20
京都	933	—		R 1.12.22
広島	1,002	—		R 5.12.31

都道府県名	一般機械器具製造業（はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業）関係			発効日
	時間額	日額		
山形	961	—		R 5.12.25
茨城	1,005	—	注3	R 5.12.31
栃木	1,007	—		R 5.12.31
群馬	1,006	—		R 5.12.29
千葉	922	—		H30.12.25
東京	832	—		H22.12.31
神奈川	857	—		H25. 3. 1
石川	1,000	—	金属製品、電気機器を含む	R 5.12.31
福井	933	—		R 5.12.24
長野	994	—	輸送用機器を含む	R 5.12.20
愛知	968	—		R 3.12.16
三重	762	—		H15.12.15
滋賀	1,013	—		R 5.12.31
京都	822	—		H20.12.21
大阪	1,070	—	金属製品、輸送用機器を含む	R 5.12. 1
兵庫	1,035	—		R 5.12. 1
奈良	905	—		R 3.12.29
鳥根	1,010	—		R 5.12. 9
岡山	1,005	—		R 6. 1.11
広島	1,020	—		R 5.12.31
徳島	1,020	—		R 5.12.21
香川	1,040	—		R 5.12.15
愛媛	997	—		R 5.12.25
佐賀	974	—		R 5.12.29
長崎	875	—		R 1.12. 7